

食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日（令和3年10月18日変更）

一般社団法人 日本外食品流通協会

1. はじめに

- 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されて以降も、食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。
 - （注1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官、令和3年1月7日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）
 - （注2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）
 - （注3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）
- こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。
- さらに、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。
- このため、当協会においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。
- 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

2. 基本的考え方

- 食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。
- このため、本ガイドラインでは、食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のいずれも避けるための取組を、食品卸売業の倉庫等の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。
- 食品卸売業では、「感染リスクが高まる5つの場面」のうち、（場面3）マスクなしでの会話や（場面5）居場所の切り替わりでの感染リスクが考えられます。こうした場面に特に注意することが求められます。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

3. 具体的な取組

- デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた以下のような感染防止策を講じることが必要です。

（1）食品卸売業の倉庫等における感染予防対策

食品卸売業の倉庫等には多数の関係者が訪れることから、食品卸売業の倉庫等の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」のいずれも避け、食品卸売業の倉庫等における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、食品卸売業の倉庫等における感染予防策の充実を図ることが求められます。

① 換気の徹底

食品卸売業の倉庫等が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的（1時間2回以上、1回に5分間以上）に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 換気に加えて、二酸化炭素濃度測定器（CO2モニター）を活用した換気効果の確認を行う方法もあるので、必要に応じて活用を検討し、二酸化炭素濃度を1,000ppm以下にするよう努める。
- ✓ 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。
- ✓ 季節に応じて、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法¹、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法²」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法³」を参照し、適切に換気を行う。

② 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）」とされている。）

- ✓ マスクの着用を徹底する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）⁴」を参照する。正しいマスクの着用について施設内で掲示を行う等周知する。
- ✓ マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応を心がける。
- ✓ 大声を出すことを控える。
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保するよう努める。
- ✓ 会議や打ち合わせを開催する場合は、「三つの密」回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ✓ 車輦での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする感染対策を行う。

③ 清掃・消毒

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000805580.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000805581.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000805582.pdf>

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

通常の清掃に加え、食品卸売業の倉庫等の消毒等に関し、以下のような取組を行う。消毒は「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）⁵」等で推奨される消毒・除菌方法により実施する。

- ✓ 従業員及び関係者のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置。
- ✓ 施設内の共用部分（出入口、トイレ、手すり等ウイルス付着の可能性がある場所）においては定期的かつこまめな清掃、消毒を行う。
- ✓ トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、多数の者が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、石けんと流水で手を洗う。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限する。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ✓ 椅子を間引くこと等人と人の十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ✓ 顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。
- ✓ テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（2）従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、食品卸売業の倉庫等における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

また、感染防止のために特に重要な事項を認識できるよう、当協会で作成した本ガイドラインのチェックリストを周知、活用する。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

従業員によるマスク、フェイスシールド等の着用や、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を徹底することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

また、従業員のユニフォームや衣類はこまめに洗濯するよう指導する。

③ 対人距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保できるよう、業務の方法や動線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限する。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ✓ 椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ✓ 顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。
- ✓ テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 入退室の前後に手洗いをする。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行う。

⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行う。

⑥ 職場における検査の更なる活用・徹底

感染拡大を防止するために早期の検査が有用であることに留意し、以下のような取組を推奨する。

- ✓ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ✓ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ✓ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- ✓ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- ✓ 抗原簡易キットの購入にあたっては、①連携医療機関を定めること、②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、③国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要であり、これらの具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、厚生労働省 HP の「令和 3 年 6 月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について⁶」及び「令和 3 年 8 月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について⁷」を参照する。
- ✓ 従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

⑦ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等

職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットの徹底
- ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施
- ✓ 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - 発熱などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談するよう徹底
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
- 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用后、施設への入場時におけるこまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- ✓ 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
- ✓ 従業員 1 人 1 人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと
- ✓ 従業員には接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、COCOA の稼働（電源及び Bluetooth を on にすること）を推奨する。また、導入可能な場合には、利用者の QR コード読取を奨励する。
- ✓ ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて⁸」等を参照する。
- ✓ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先⁹」等も参照する。

4. おわりに

- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて食品卸売業の倉庫等での業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、新型コロナウイルス感染症対策分科会が発表している「感染リスクが高まる 5 つの場面」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくをお願いします。

⁸ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

(以 上)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。
尾内一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

食品卸売業の物流センター(倉庫等)における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

一般社団法人 日本外食品流通協会 (令和3年4月22日作成 令和3年10月18日改訂)

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

※本チェックリストは厚生労働省が作成している「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を元に当協会の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの記載事項部分に合わせて色付け・追記しています。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ

項	目	確認
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・正しいマスクの着用を徹底するよう施設内で掲示を行う等で求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくても隙間ができないよう適切にマスクを着用し、会話は短く切り上げることを求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・こまめな手洗いの徹底及びアルコール等の手指消毒液設置・使用を求めている(手洗いについては、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと)	はい・いいえ
	・その他(咳エチケットの徹底を求めている)	はい・いいえ
	・その他(従業員のユニフォームや衣類はこまめに洗濯するよう指導している)	はい・いいえ
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ

項 目	確認
(7)職場における検査の更なる活用・徹底	
出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施している。	はい・いいえ
抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施している。	はい・いいえ
抗原簡易キットの購入の具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、厚生労働省HPの「令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」及び「令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」を参照している。	はい・いいえ
クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査を導入している。	はい・いいえ
(8)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策	
(1)基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善	
・換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的(1時間2回以上、1回に5分以上)に開放している。 ※寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される	はい・いいえ
・換気に加えて、二酸化炭素濃度測定器(CO2モニター)を活用した換気効果の確認を行う方法もあるので、必要に応じて活用を検討し、二酸化炭素濃度を1,000ppm以下にするよう努める。	はい・いいえ
・季節に応じて、リーフレット『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項 目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、 必要最小限での開催とし、「三つの密」回避はもとより、時間を短くすること、隙間ができないよう適切なマスクの着用をすることを 原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)あけ、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者に 隙間ができないよう適切に マスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外(社用車、バスの移動等)でも 正しいマスクの 着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について	
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、 定期的かつこまめに アルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上(排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上)の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース、更衣室等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話を控え、長居しないようにしている。 また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限している。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的 かつこまめに 消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂や休憩スペースでの感染防止のため、座席数を減らす 等人と人の十分な間隔をあける、真正面の配置をさける 等座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、 テーブル上に区切りのパーテーション(アクリル板等)を設置する 、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・更衣室は一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐようにしている。	はい・いいえ
	・更衣室の窓やドアを定期的に分けるなど、室内の換気に努めている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他(会話時などは必ず 隙間ができないよう適切に マスクを着用するよう注意喚起している)	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。 	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	はい・いいえ

項	目	確認
(3) その他の対応		
	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他() 	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。 	はい・いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。 	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.10.18 版

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">食品卸売業の倉庫等における 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン</p>	<p style="text-align: center;">食品卸売業の倉庫等における 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン</p>
<p>1. はじめに</p> <p>○ 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されて以降も、食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。</p> <p>（注1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官、令和3年1月7日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）</p> <p>（注2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）</p> <p>（注3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）</p> <p>○ こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>○ 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されて以降も、食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。</p> <p>（注1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官、令和3年1月7日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）</p> <p>（注2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）</p> <p>（注3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）</p> <p>○ こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。</p>

○ さらに、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。

○ このため、当協会においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。

○ 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

2. 基本的考え方

○ 食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。

○ このため、本ガイドラインでは、食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばし

○ さらに、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。

○ このため、当協会においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。

○ 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

2. 基本的考え方

○ 食料品その他生活必需品の流通を担う食品卸売業は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。

○ このため、本ガイドラインでは、食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距

たら届く距離での会話や発声が行われる) という3つの条件 (以下「三つの密」という。) **のいずれも**避けるための取組を、食品卸売業の倉庫等の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。

- 食品卸売業では、「感染リスクが高まる5つの場面」のうち、(場面3) マスクなしでの会話や(場面5) 居場所の切り替わりでの感染リスクが考えられます。こうした場面に特に注意することが求められます。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

3. 具体的な取組

○ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた以下のような感染防止策を講じることが必要です。

(1) 食品卸売業の倉庫等における感染予防対策

食品卸売業の倉庫等には多数の関係者が訪れることから、食品卸売業の倉庫等の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」**のいずれも**避

離での会話や発声が行われる) という3つの条件 (以下「三つの密」という。) **を**避けるための取組を、倉庫等の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。

- 食品卸売業では、「感染リスクが高まる5つの場面」のうち、(場面3) マスクなしでの会話や(場面5) 居場所の切り替わりでの感染リスクが考えられます。こうした場面に特に注意することが求められます。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

3. 具体的な取組

(1) 食品卸売業の倉庫等における感染予防対策

食品卸売業の倉庫等には多数の関係者が訪れることから、食品卸売業の倉庫等の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」**を**避け、食品卸

け、食品卸売業の倉庫等における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、食品卸売業の倉庫等における感染予防策の充実を図ることが求められます。

① 換気の徹底

食品卸売業の倉庫等が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを**常時又は定期的（1時間2回以上、1回に5分間以上）**に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ **換気に加えて、二酸化炭素濃度測定器（CO2モニター）を活用した換気効果の確認を行う方法もあるので、必要に応じて活用を検討し、二酸化炭素濃度を1,000ppm以下にするよう努める。**
- ✓ 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。
- ✓ 季節に応じて、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法¹、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法²、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法³を参照し、適切に換気を行う。

売業の倉庫等における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、食品卸売業の倉庫等における感染予防策の充実を図ることが求められます。

① 換気の徹底

食品卸売業の倉庫等が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。
- ✓ 季節に応じて、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法¹、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法²、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法³を参照し、適切に換気を行う。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000805580.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000805581.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000805582.pdf>

② 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）」とされている。)

- ✓ マスクの着用を徹底する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）⁴」を参照する。正しいマスクの着用について施設内で掲示を行う等周知する。
- ✓ マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応を心がける。
- ✓ 大声を出すことを控える。
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保するよう努める。
- ✓ 会議や打ち合わせを開催する場合は、「三つの密」回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ✓ 車輛での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする感染対策を行う。

③ 清掃・消毒

通常の清掃に加え、食品卸売業の倉庫等の消毒等に関し、

② 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）」とされている。)

- ✓ マスクを着用する。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照する。
- ✓ 大声を出すことを控える。
- ✓ 人との間隔は、できるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保するよう努める。

③ 清掃・消毒

通常の清掃に加え、食品卸売業の倉庫等の消毒等に関し、

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

以下のような取組を行う。消毒は「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）⁵」等で推奨される消毒・除菌方法により実施する。

- ✓ 従業員及び関係者のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置。
- ✓ 施設内の共用部分（出入口、トイレ、手すり等ウイルス付着の可能性がある場所）においては定期的かつこまめな清掃、消毒を行う。
- ✓ トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、多数の者が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、石けんと流水で手を洗う。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限する。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努め

以下のような取組を行う。消毒は「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により実施する。

- ✓ 従業員及び関係者のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置。
- ✓ 倉庫等内の共用部分（出入口、トイレ、手すり等ウイルス付着の可能性がある場所）においてはこまめな清掃、消毒を行う。
- ✓ トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、多数の者が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、石けんと流水で手を洗う。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ✓ 休憩スペースは、常時換気することに努める。

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

る。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。

- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ✓ 椅子を間引くこと等人と人の十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ✓ 顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。
- ✓ テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(2) 従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、食品卸売業の倉庫等における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

また、感染防止のために特に重要な事項を認識できるよう、当協会で作成した本ガイドラインのチェックリストを周知、活

- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する

- ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(2) 従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、食品卸売業の倉庫等における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

また、感染防止のために特に重要な事項を認識できるよう、当協会で作成した本ガイドラインのチェックリストを周知、活

用する。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

従業員によるマスク、フェイスシールド等の着用や、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を徹底することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

また、従業員のユニフォームや衣類はこまめに洗濯するよう指導する。

③ 対人距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保できるよう、業務の方法や動線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。また、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は制限する。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ✓ 椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。

用する。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

従業員によるマスク、フェイスシールド等の着用や、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を徹底することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

また、従業員のユニフォームや衣類はこまめに洗濯するよう指導する。

③ 対人距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ✓
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、常時換気することに努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。

- ✓ 顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。
- ✓ テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 入退室の前後に手洗いをする。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行う。

⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを常時又は定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行う。

⑥ 職場における検査の更なる活用・徹底

感染拡大を防止するために早期の検査が有用であることに留意し、以下のような取組を推奨する。

- ✓ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ✓ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ✓ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施す

- ✓ 入退室の前後に手洗いをする。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行う。

⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の常時換気に努める。又は機械換気によらない場合は、窓やドアを定期的に開放する（寒冷な場面では常時少しずつ窓開けし、温度を下げない工夫も推奨される）。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行うこと。

る。

- ✓ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。
- ✓ 抗原簡易キットの購入にあたっては、①連携医療機関を定めること、②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、③国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要であり、これらの具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、厚生労働省 HP の「令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」について⁶」及び「令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について⁷」を参照する。
- ✓ 従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

⑦ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等
職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。

また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットの徹底
- ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施
- ✓ 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - 発熱などの症状がある場合

⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等
職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。

また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットの徹底
- ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施
- ✓ 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - 発熱などの症状がある場合

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談するよう徹底
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
 - 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時におけるこまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- ✓ 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
- ✓ 従業員 1 人 1 人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと
- ✓ 従業員には接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、COCOA の稼働（電源及び Bluetooth を on にすること）を推奨する。また、導入

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上保健所に問い合わせる。
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
 - 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時における手洗い、手指の消毒
- ✓ 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
- ✓ 従業員 1 人 1 人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと
- ✓ 従業員には接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、COCOA の稼働（電源及び Bluetooth を on にすること）を推奨する。

な可能な場合には、利用者の QR コード読取を奨励する。

- ✓ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて⁸」等を参照する。
- ✓ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。厚生労働省HPの「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先⁹」等も参照する。

4. おわりに

- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて食品卸売業の倉庫等での業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、新型コロナウイルス感染症対策分科会が発表している「感染リスクが高まる5つの場面」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくお願いいたします。

- ✓ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ✓ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。厚生労働省HPの「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等も参照する。

4. おわりに

- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて食品卸売業の倉庫等での業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、新型コロナウイルス感染症対策分科会が発表している「感染リスクが高まる5つの場面」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくお願いいたします。

⁸ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-ikokusyasessyokusya.html

○ なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

(以 上)

○ なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

(以 上)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内一信 川崎医科大学医学部小児科科学主任教授